

令和2年度資源環境部、都市整備部
及び土木部定期監査結果について

1 実施年月日及び監査対象

| 実施年月日 | 監査対象 |
|--------------|---|
| 令和2年5月11日(月) | 【資源環境部】 環境政策課、板橋東清掃事務所、板橋西清掃事務所 【都市整備部】 建築指導課 【土木部】 計画課、みどりと公園課、公園整備担当課 |
| 令和2年5月20日(水) | 【資源環境部】 資源循環推進課 【都市整備部】 都市計画課、市街地整備課、住宅政策課、 拠点整備課、地区整備事業担当課、 鉄道立体化推進担当課、高島平グランドデザイン 担当課 【土木部】 管理課、交通安全課、工事課 |

2 監査委員合議年月日

令和2年6月29日

3 監査実施場所

監査委員室ほか各施設

4 監査の範囲

- (1) 令和元年度及び令和2年度の財務に関する事務
- (2) 原材料の保管及び施設、備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。

- (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。
- (4) 原材料の保管状況は、適正か。(セメント、塩化カルシウム、角材など)

6 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。ただし、一部指導を行った。指導事項は、次のとおり。

7 指導事項

臨時職員の雇用に関する不適正な事務処理について

板橋東清掃事務所の監査を実施したところ、以下の問題点が確認された。

板橋東清掃事務所作業係の係員は、令和元年 10 月 1 日から同年 11 月 30 日までを雇用期間として雇用した臨時職員に対し、同年 11 月に 1 か月間の雇用延長を口頭で約束し、同年 11 月 27 日に雇用延長後の出勤予定日を書面で交付していた。

しかし、当該係員及び雇用事務担当者は雇用延長の手続きを失念し、当該係員は同年 11 月 29 日に当該臨時職員に雇用延長できない旨を電話で連絡したうえで、出勤日であった同年 11 月 30 日に直接言い渡し、雇用を終了させた。

なお、雇用を終了させることについては、雇用事務担当者や上司に相談することなく当該係員が処理していた。

その後、当該臨時職員から板橋東清掃事務所宛てに速達郵便で解雇予告手当の請求書が送付され、同年 12 月 3 日に受領した。

同年 12 月 6 日、板橋東清掃事務所長は当該係員からの報告を受け、当該臨時職員の雇用延長について人事課と協議したが、既に当該臨時職員は他の職に就いており、勤務の希望もないことから、同年 12 月 23 日に解雇予告手当相当額 190,079 円を賠償金として支払った。

板橋区清掃事業に係る臨時職員取扱要綱（平成 12 年 6 月 1 日区長決定）第 5 条第 2 項では、雇用決定者は意思決定後、臨時職員雇用調書を作成したうえで、被雇用者から承諾書を徴し、雇入通知書を当該被雇用者に交付しなければならないと定めており、雇用延長を口頭で約束し、当該臨時職員の同意を得た時点で速やかに雇用延長の手続きを行う必要があった。

また、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 20 条第 1 項及び第 2 項において、使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも 30 日前にその予告をしなければならず、30 日前に予告をしない使用者は、30 日以上平均賃金または予告日数が 30 日に満たない場合はその不足日数分の平均賃金（いわゆる解雇予告手当）を支払わなければならないと定めている。当該係員及び雇用事務担当者が雇用延長の手続きを怠ったことから、解雇予告手当相当額の賠償金の支出が発生した。

さらに、雇用延長の手続きがなされていないことが判明した時点において、当該係員は、緊急に雇用事務担当者及び上司に報告し、対応方法を検討すべきであった。

以上のことから、板橋東清掃事務所が行った臨時職員の雇用に関する一連の事務は、不適正な事務処理である。

板橋東清掃事務所は、雇用事務の適正化及びチェック機能の強化を図るとともに、再発防止に取り組むよう求める。

（板橋東清掃事務所）

令和2年度健康生きがい部及び福祉部定期監査結果について

1 監査実施年月日及び監査対象

| 実施年月日 | 監査対象 |
|--------------|---|
| 令和2年6月22日(月) | 【健康生きがい部】 健康推進課、生活衛生課、上板橋健康福祉センター、 高島平健康福祉センター 【福祉部】 管理課、障がい政策課、赤塚福祉事務所、 志村福祉事務所 |
| 令和2年6月24日(水) | 【健康生きがい部】 介護保険課、国保年金課、赤塚健康福祉センター、 志村健康福祉センター、おとしより保健福祉センター 【福祉部】 障がいサービス課、板橋福祉事務所 |
| 令和2年6月25日(木) | 【健康生きがい部】 長寿社会推進課、後期高齢医療制度課、 板橋健康福祉センター |
| 令和2年7月1日(水) | 【健康生きがい部】 予防対策課 |

2 監査委員合議年月日

令和2年8月31日(月)

3 監査実施場所 監査委員室ほか各施設

- ### 4 監査の範囲
- (1) 令和元年度及び令和2年度の財務に関する事務
 - (2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
- (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。
- (4) 平成 27 年度行政監査について、提出された措置結果通知どおりに行われているか。

※平成 27 年度第 2 回行政監査テーマ「障がい者就労援助事業について」の措置結果通知分

6 監査の結果 特に指摘すべき事項は認められなかった。

令和2年度 政策経営部、総務部、危機管理室、会計管理室、
選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び区議会事務局
定期監査結果について

1 監査実施年月日及び監査対象

| 実施年月日 | 監 査 対 象 |
|--------------|--|
| 令和2年11月4日(水) | 【政策経営部】 政策企画課、経営改革推進課、IT推進課 【総務部】 人事課、課税課、納税課、区政情報課、 男女社会参画課（男女平等推進センター含む） 【会計管理室】 会計管理室 【選挙管理委員会事務局】 選挙管理委員会事務局 【監査委員事務局】 監査委員事務局 【区議会事務局】 区議会事務局 |
| 令和2年11月5日(木) | 【政策経営部】 財政課、広聴広報課、ブランド戦略担当課、施設経営課、 教育施設担当課 【総務部】 総務課、庁舎管理・契約課 【危機管理室】 防災危機管理課 地域防災支援課 |

2 監査委員合議年月日

令和2年12月25日（金）

3 監査実施場所 監査委員室ほか各施設

- 4 監査の範囲 (1) 令和元年度及び令和2年度の財務に関する事務
(2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
- (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。

6 監査の結果 特に指摘すべき事項は認められなかった。

令和2年度区立小・中学校及び区立幼稚園定期監査結果について

1 監査実施年月日及び監査対象

| 実施年月日 | 監査対象 |
|---------------|--|
| 令和2年11月6日(金) | 蓮根小学校、板橋第二小学校、上板橋小学校、成増ヶ丘小学校、板橋第一中学校、志村第二中学校 |
| 令和2年11月19日(木) | 志村第三小学校、蓮根第二小学校、加賀小学校、高島第五小学校、板橋第二中学校、志村第三中学校、上板橋第一中学校 |
| 令和2年11月20日(金) | 志村第四小学校、緑小学校、紅梅小学校、下赤塚小学校、板橋第三中学校、上板橋第二中学校、赤塚第一中学校 |
| 令和2年11月25日(水) | 志村第一小学校、新河岸小学校、中根橋小学校、高島第六小学校、新河岸幼稚園、赤塚第二中学校、高島第三中学校 |

2 監査委員合議年月日 令和2年12月25日(金)

3 監査実施場所 各小・中学校及び幼稚園

4 監査の範囲

- (1) 令和元年度及び令和2年度の財務に関する事務
- (2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、令和元年度及び令和2年度学校令達予算に基づき計画的、効率的に行われているか。また、支出負担行為等の手続は適正か。
- (2) 各種勤務手当及び旅費の支給は勤務実態に適合しているか。
- (3) 施設及び備品の管理状況は適正か。

6 監査の結果 特に指摘すべき事項は認められなかった。

令和2年度教育委員会事務局定期監査結果について

1 実施年月日及び監査対象

| 実施年月日 | 監査対象 |
|---------------|---|
| 令和2年12月4日(金) | 教育総務課、学務課、成増生涯学習センター、郷土資料館、成増教育相談室、板橋フレンドセンター、中央図書館、いたばしボローニャ子ども絵本館 |
| 令和2年12月7日(月) | 指導室、新しい学校づくり課、学校配置調整担当課、地域教育力推進課、教育支援センター |
| 令和2年12月15日(火) | 生涯学習課 |

2 監査委員合議年月日

令和3年1月29日(金)

3 監査実施場所

監査委員室ほか各施設

4 監査の範囲

(1) 令和元年度及び令和2年度の財務に関する事務

(2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点

(1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。

(2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。

(3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。

6 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

令和2年度子ども家庭部定期監査結果報告について

1 実施年月日及び監査対象

| 実施年月日 | 監査対象 |
|--------------|-------------------------------------|
| 令和3年1月8日(金) | 児童相談所開設準備課 |
| 令和3年1月13日(水) | 子ども政策課、保育サービス課、子育て支援施設課、子ども家庭支援センター |

[児童館] 志村児童館、志村橋児童館、上板橋児童館、新河岸児童館、蓮根第二児童館、緑が丘児童館、さかうえ児童館、ゆりの木児童館、大山東児童館

[保育園] 志村橋保育園、大谷口保育園、小桜保育園、高島平つぼみ保育園、高島平もみじ保育園、赤塚新町保育園、高島平くるみ保育園、上板橋保育園、緑が丘保育園、さかうえ保育園、ゆりの木保育園

※ 児童館及び保育園の現場監査（ヒアリング及び備品実査）については、新型コロナウイルス感染症の児童への感染拡大を防止する観点から中止し、児童館に対するヒアリングは子ども政策課に、保育園に対するヒアリングは保育サービス課に対して実施した。

2 監査委員合議年月日 令和3年2月19日(金)

3 実施場所 監査委員室ほか

4 監査の範囲 (1) 令和元年度及び令和2年度の財務に関する事務
(2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点 (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
(2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
(3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。

6 監査の結果 特に指摘すべき事項は認められなかった。

令和2年度区民文化部、産業経済部及び
農業委員会事務局定期監査結果について

1 監査実施年月日及び監査対象

| 実施年月日 | 監査対象 |
|--------------|--|
| 令和3年1月14日(木) | <p>【区民文化部】 熊野地域センター、仲町地域センター、 清水地域センター、中台地域センター、 桜川地域センター、仲町区民事務所、 スポーツ振興課、 オリンピック・パラリンピック推進担当課</p> <p>【産業経済部】 赤塚支所、ものづくり研究開発連携センター</p> <p>【農業委員会事務局】 農業委員会事務局</p> |
| 令和3年1月15日(金) | <p>【区民文化部】 大谷口地域センター、前野地域センター、 成増地域センター、高島平地域センター、 常盤台区民事務所、高島平区民事務所、</p> <p>【産業経済部】 産業振興課、産業戦略担当課</p> |
| 令和3年1月18日(月) | <p>【区民文化部】 地域振興課、定額給付金担当課、戸籍住民課、 文化・国際交流課</p> <p>【産業経済部】 くらしと観光課</p> |

※ 予定していた集会施設については、緊急事態宣言中のため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から現場実査を中止した。

2 監査委員合議年月日

令和3年2月19日(金)

3 監査実施場所

監査委員室ほか各施設

4 監査の範囲

- (1) 令和元年度及び令和2年度の財務に関する事務
- (2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
- (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。
- (4) 平成27年度及び平成28年度行政監査について、提出された措置結果通知どおりに行われているか。

※平成27年度第1回行政監査テーマ「都市農業について」の措置結果通知分

※平成28年度第1回行政監査テーマ「観光振興と都市交流事業について」

及び第2回行政監査テーマ「文化芸術事業について」の措置結果通知分

6 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。ただし、一部指導を行った。指導事項は以下のとおり。

7 事務指導

区施設の不適正な使用について

東京都板橋区立ものづくり研究開発連携センターの監査を実施したところ、以下の問題点が確認された。

区では、生活と産業の融合、技術・開発力の向上、産業集積の推進等中小企業の高度化の促進により、地域中小企業の育成及び地域経済の発展を図り、もって区民生活の向上に資するため、東京都板橋区立ものづくり研究開発連携センター（以下「連携センター」という。）を設置している。

連携センター工場施設の使用状況を確認したところ、工場施設の使用承認期間を更新していないにもかかわらず、継続して使用している一事業者があった。

産業振興課からの聴取によれば、当該事業者は、平成11年11月8日から工場施設を使用している。使用承認期限である平成29年11月7日までの滞納額は、使用料（室料及び駐車場）5,882,900円、共益費7,701円である。産業振興課は、当該事業者に対して、指定期日までに滞納を解消すること等を更新の条件として提示したが守られなかった。産業振興課は、当該事業者の工場施設使用について、使用料

等の滞納を理由として更新を認めていない。

これに対し当該事業者は、平成29年11月8日以降も工場施設での操業を継続し、監査当日も継続していた。平成29年11月8日から令和2年12月分までの未納相当額は、使用料（室料及び駐車場）13,686,700円、共益費1,246,489円、光熱水費720,478円となっている。

産業振興課は、平成29年11月8日以降の更新を認めていないことから、未納相当額を事業者に請求できず、また、工場施設の使用を停止させることもなかったため、結果的に、不適正な施設の使用状況が継続している。

工場施設の使用については、東京都板橋区立ものづくり研究開発連携センター条例（以下「条例」という。）第7条第1項で、工場施設の使用期間を更新しようとする者は、規則で定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなければならないと定めている。

以上のことから、当該事業者による工場施設使用は、条例第7条で規定する更新手続が行われないうまま続いているため、不適正である。

産業振興課は、当該事業者の滞納金の徴収に努めるとともに、不適正な工場施設の使用状態を早急に是正する必要がある。

（産業振興課）